

介護サービスに係る事故報告書

大牟田市長 様

※事故発生後おおむね5日以内に報告を行うこと。ただし、事故の程度の大きいもの、また報告書の作成に時間を要する場合には、まずは電話で保険者に対し、事故の報告を行うこと。
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること。

提出日:西暦 年 月 日

1事故状況	事故状況の程度①	受診(外来・往診)、 自施設で応急処置		入院		死亡		その他 ()				
	死亡に至った場合② 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2事業所の概要	法人名③											
	事業所(施設)名④								事業所番号			
	サービス種別⑤											
	所在地⑥											
	記載者名・職名・TEL⑦	記載者名:	職名:					TEL()				
3対象者	氏名・年齢・生年月日⑧	氏名	(男・女)		年齢	生年月日						
	サービス提供開始日⑨	西暦		年		月		日	保険者			
	住所⑩								被保険者番号			
	身体状況⑪	要介護度	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度	I IIa IIb IIIa IIIb IV M									
4事故の概要	発生・発見日時⑫	発生 発見	西暦		年		月		日		時	分頃
	事故の場所⑬	居室(個室)		居室(多床室)		トイレ		廊下				
		食堂等共用部		浴室・脱衣室		機能訓練室		施設敷地内の建物外				
		敷地外		居宅()		その他()						
	事故の種別⑭	転倒		転落		異食		不明				
誤薬・与薬もれ等		誤嚥・窒息		医療処置関連(チューブ抜去等)								
<その他>		感染症(インフルエンザ等)		食中毒		交通事故		徘徊		接触		
発生時状況、事故内容の詳細⑮												
その他特記すべき事項⑯												

5 事故発生・発見時の対応	発生・発見時の対応⑰								
	受診方法⑱	施設内の医師 (配置医含む) が対応		受診 (外来・往診)		救急搬送		その他 ()	
	受診先⑲	医療機関名			連絡先(電話番号)				
	診断名⑳								
	診断内容㉑	切傷・擦過傷 異常なし		打撲・捻挫・脱臼 その他 ()		骨折(部位 :)			
	検査、処置等の概要㉒	(入院先 入院年月日)							
6 事故発生・発見後の状況	利用者の状況㉓								
	家族等への報告㉔	報告した家族等の続柄		配偶者		子、子の配偶者		その他 ()	
		報告年月日	西暦	年	月	日			
	連絡した関係機関㉕ (連絡した場合のみ)	他の自治体 自治体名 ()		警察 警察署名 ()		その他(ケアマネ等) 名称 ()			
	本人、家族、関係先等への追加対応予定㉖								
7 事故の原因分析㉗ (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)							
8 再発防止策㉘ (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)							
9 損害賠償等の状況㉙		損害賠償保険利用		検討・交渉中		賠償なし(理由 :			
10 その他㉚ 特記すべき事項									

(記載注)

4の⑫ 発生または発見のいずれかにチェックをつけること。

4の⑬ 居宅における事故とは、訪問介護等による介護サービスの提供中に起こった事故である。

4の⑭ ・「職員の違法行為・不祥事」とは、利用者(入所者を含む。)の個人情報の紛失、送迎時の飲酒運転、預り金の紛失・横領等である。

6の⑮ ・従業者の直接行為が原因で生じた事故及び従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命又は身体に重大な被害が生じたもの(自殺、行方不明等、事件性の疑いあるものを含む。)については、管轄の警察署に連絡すること。
・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所に連絡すること。

7の⑯ ・感染症、食中毒、その他の原因に該当する場合、原因が不明な場合等の内容を記入すること。

8の⑰ 「再発防止策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として記入し、事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。

10の⑱ 「特記事項」については、その他特記すべき事項があれば、記入すること。

※1 事故報告書は、基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト(3「対象者」、5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。)を添付してもよい。

※2 入所者及び利用者の事故について、事業所所在地の保険者と入所者等の保険者双方へ報告すること。

※3 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。